

議第一号

徳島県主要農作物等種子条例の制定について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

令和三年三月九日

提出者 全議員

徳島県議会議長 寺井正邇 殿

## 徳島県主要農作物等種子条例

稲、麦、大豆といったいわゆる主要農作物は、本県の農業の基幹品目であり、私たちの食生活を支えるとともに、県内各地で集落を築き、維持する基礎となり、多様な食文化や伝統行事を育んできた。

また、山間地域では、あわ、きび、たかきび、ひえ、しこくびえ、そばといった雑穀類やごうしゅいもを中心とした本県固有の傾斜地農業が営々と継承されている。

加えて、徳島藩の奨励により、江戸時代中期から明治時代にかけて一大産業として全国にその名をさせた藍作は、今も本県の伝統産業として受け継がれている。

こうした中、平成三十年三月には、「にし阿波の傾斜地農耕システム」が、国際連合食糧農業機関から世界農業遺産として、また、令和元年五月には、「藍のふるさと 阿波」が、文化庁から日本遺産として、それぞれ認定され、私たちにとって大きな喜びや誇りとなっている。

私たちは、先人から受け継いだこうした農業やその関連産業と文化を決して絶やすことなく、次代に引き継ぐ使命を担っている。

このような認識の下、主要農作物等にとって種子が、一度失うと二度と取り戻すことのできない貴重な資源であり、その生産の根幹となるものであることに鑑み、当該種子の生産についての基本理念を明らかにし、優良な種子を安定的に生産することによって、本県の主要農作物等に係る農業及びその関連産業並びに文化が将来にわたって途切れることなく引き継がれるよう、この条例を制定する。

### (目的)

**第一条** この条例は、主要農作物等の種子の生産について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、主要農作物等の優良な種子の安定的な確保を図り、もって本県における主要農作物等に係る農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 主要農作物 稲、大麦、裸麦、小麦及び大豆をいう。
- 二 主要農作物等 主要農作物並びにあわ、きび、たかきび、ひえ、しこくびえ、そば、ごうしゅいも及びたであいをいう。
- 三 種子 種子及びごうしゅいもの塊茎をいう。

### (基本理念)

**第三条** 主要農作物の優良な種子は、本県の農業の持続的な発展に不可欠なものであり、その生産は、当該種子を需要に応じて安定的に供給することを旨として、県並びに種子生産者及び種子生産団体その他の関係団体の相互の連携及び協力の下に、行われなければならない。

2 主要農作物等の種子の生産は、自然災害等により種子の供給が不安定になるおそれがあること並びに優良な種子が本県における食料の安定供給、農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に不可欠なものであることを、県並びに種子生産者及び種子

生産団体その他の関係団体の共通認識として、行われなければならない。

(県の責務)

**第四条** 県は、前条に定める基本理念にのっとり、主要農作物の優良な種子の生産に係る施策を計画的に推進するとともに、必要な推進体制の整備を図るものとする。

2 県は、前項の施策の推進及び推進体制の整備に当たっては、種子生産者及び種子生産団体その他の関係団体と連携を図るものとする。

3 県は、主要農作物等のうち、本県における農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に資すると認める品種又は系統について、その種子を、適切に保存するものとする。

(種子生産計画)

**第五条** 県は、毎年度、主要農作物の需給の見通し、種子の生産及び流通の状況その他の事情を勘案して、種子の供給に取り組む主要農作物の品種について、優良な種子の生産に関する計画（以下「種子生産計画」という。）を策定するものとする。

2 種子生産計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 主要農作物の種子の需要の見通し
- 二 主要農作物の種子の生産に関する事項
- 三 主要農作物の種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種の生産に関する事項
- 四 その他主要農作物の優良な種子の安定的な生産に関し必要な事項

(原種及び原種の生産)

**第六条** 県は、種子生産計画に基づき、主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な原種及び当該原種の生産を行うために必要な原種の生産を行うものとする。

(種子生産ほ場の指定)

**第七条** 県は、種子生産計画に基づき、主要農作物の優良な種子の生産に適すると認めるほ場を、そのほ場を経営する種子生産者の申請により、指定種子生産ほ場として指定することができる。

(種子の品質確保)

**第八条** 県は、前条に規定する指定種子生産ほ場（以下「指定種子生産ほ場」という。）

で生産される種子の品質を確保するため、ほ場審査（指定種子生産ほ場において栽培中の主要農作物の出穂、穂ぞろい、成熟状況等について審査することをいう。）及び生産物審査（指定種子生産ほ場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいう。）を行うものとする。

(指導等)

**第九条** 県は、種子生産者及び種子生産団体その他の関係団体に対し、主要農作物等の優良な種子の安定的な生産について、必要な指導及び助言を行うものとする。

(県民の理解の促進)

**第十条** 県は、主要農作物等の優良な種子の生産の重要性について、県民の理解の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

**第十一条** 県は、主要農作物等の優良な種子の生産に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

**第十二条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に策定されている種子の生産に関する県の計画であつて、県が種子の供給に取り組む主要農作物の品種に係る優良な種子の生産に関するものは、第五条第一項の規定により策定された種子生産計画とみなす。

#### 提案理由

主要農作物等の種子の生産について、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、主要農作物等の優良な種子の安定的な確保を図り、もって本県における主要農作物等に係る農業の振興及びその関連産業の発展並びに文化の継承に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第2号

地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の創設を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月9日

提出者

嘉西喜岩井福岡岩大浪井立臼黒長梶	見沢多丸川山田佐塚越下川木崎池原	博貴宏正龍博理義明憲泰了春文一	之朗思史二史絵弘廣一憲大夫章武哉	杉岡重岡山須原増寺南北元庄高古	本本清西見富井島木野井川	直富佳佑国一徹義正恒一章昌美広	樹治之樹朗仁臣明邇生人生彦穂志
------------------	------------------	-----------------	------------------	-----------------	--------------	-----------------	-----------------

徳島県議会議長

寺井正邇殿

## 地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の創設を求める意見書

たばこ税は、国や地方自治体の重要な財源であり、特に地方財政においては年間1兆円規模の貴重な財源として、長年にわたって多大な貢献を果たしており、本県における地方たばこ税収入は、県・市町村を合わせて年間約55億円に上っている。

令和2年度における県内の葉たばこ耕作は、農家数17戸、面積21ヘクタールと阿波葉を中心に生産していた当時から大きく減少しているが、葉たばこ生産農家は自信と誇りを持って良質葉の生産に取り組んでいるところである。また、たばこ販売を行う零細な小売店においては、たばこ販売を通じて安定的な税収の確保を図るとともに、地域社会の分煙環境づくりや環境美化、未成年者の喫煙防止運動などの社会貢献、地域貢献にも一定の役割を果たしているところである。

しかしながら、近年のたばこを取り巻く環境は厳しく、複数年にわたるたばこ税の増税や、昨年4月の改正健康増進法の全面施行に伴う受動喫煙防止対策の強化など喫煙規制強化の動きの拡大等により、たばこ消費量は年々減少し、葉たばこ生産農家の耕作面積の減少やたばこ販売店の廃業の増加など著しい苦境に立たされている。また、飲食業、宿泊業等のサービス業においては、改正健康増進法の原則屋内禁煙の措置に対応するための店舗の改装等の負担が生じている。

改正健康増進法の趣旨は「望まない受動喫煙の防止」であり、決して禁煙を強要するものではないことから、分煙環境を整備・推進することが、喫煙者、非喫煙者双方の立場を尊重し共存できる社会の実現につながり、かつ、将来にわたってたばこ税の安定的な確保にも資すると見込まれるものである。

このため、地方たばこ税を、公共施設における分煙環境の整備や、飲食店、宿泊施設等における分煙環境の整備に対する支援等の取組に有効活用していくことが重要である。

よって、国におかれては、分煙社会の実現と望まない受動喫煙防止の推進を図るため、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用できる制度の創設に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

総 務 大 臣

財 務 大 臣

厚 生 労 働 大 臣

農 林 水 産 大 臣

内 閣 官 房 長 官

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員

議第 3 号

尖閣諸島をはじめ我が国の領土・領海等における安全確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 3 年 3 月 9 日

提 出 者

嘉西喜岩井福岡岩大浪井立臼黒長古扶	見沢多丸川山田佐塚越下川木崎池川川	博貴宏正龍博理義明憲泰了春文広	之朗思史二史絵弘廣一憲大夫章武志敦	杉岡重岡山須原増寺南北元庄高仁梶	本本清西見富井島木野井木原	直富佳佑国一徹義正恒一章昌美啓一	樹治之樹朗仁臣明邇生人生彦穂人哉
-------------------	-------------------	-----------------	-------------------	------------------	---------------	------------------	------------------

徳島県議会議長

寺 井 正 邇 殿

## 尖閣諸島をはじめ我が国の領土・領海等における安全確保を求める意見書

「尖閣諸島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土であることが明らかであり、現に我が国が有効に支配し領有権問題は存在しない」というのが日本政府の基本的な立場である。

また、我が国は、世界第6位の面積を誇る排他的経済水域を有し、豊富な海洋資源等の恩恵にあずかっており、国はその国益と国民を守るという、国家として最大の責務を果たす必要がある。

しかしながら近年、尖閣諸島周辺海域において、不当に領有権を主張した中国による領海侵入のみならず、我が国の漁業者への中国公船による威嚇行為が常態化しており、周辺で操業を行う漁業者に対し、これまでにない強い恐怖と不安を与え、その生活を脅かしている。

令和2年には、尖閣諸島周辺の接続水域における中国公船の航行日数が333日間を記録し、平成24年9月の日本政府による尖閣諸島国有化以降、過去最多を更新するなど我が国の安全を脅かす事案が頻発している。

令和3年2月には、中国において、海洋警備を担う海警局の武器使用規定などを明文化した「海警法」が施行されたことにより、尖閣諸島周辺海域の緊張はより一層高まっている。

さらに、日本海中央部の大和堆など、その他の排他的経済水域においても、中国に限らず外国漁船の違法操業等が行われており、このような事態が繰り返されれば、我が国の安全や経済活動に対する重大な問題を招くおそれがある。

よって、国においては、昨年から続くコロナ禍の不安定な状況においても、尖閣諸島周辺海域をはじめとした領海・排他的経済水域において、漁業者が安心・安全に操業できるよう海上警備の一層の強化を図るとともに、我が国の領土・領海と主権を守るため、毅然とした態度で法律に基づいた実行性のある措置を講ずることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

外 務 大 臣

農 林 水 産 大 臣

国 土 交 通 大 臣

防 衛 大 臣

内 閣 官 房 長 官

内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員



議第4号

国立病院機構病院の機能強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和3年3月9日

提出者

嘉西喜岩井福岡岩大浪井立臼黒長仁山扶  
見沢多丸山川田佐塚越下川木崎池木田川  
博貴宏正龍博理義明憲泰了春文啓  
之朗思史二史絵弘廣一憲大夫章武人豊敦  
杉岡重岡山須原増寺南北元庄高吉東達  
本本清西見富井島木野井田条田  
直富佳佑国一徹義正恒一章昌美益恭良  
樹治之樹朗仁臣明邇生人生彦穂子子子

徳島県議会議長

寺井正邇殿

## 国立病院機構病院の機能強化を求める意見書

戦後最悪と言える新型コロナウイルス感染症の感染拡大においては、感染症対策を含む日本の医療体制の脆弱さが浮き彫りとなった。

新型コロナウイルスのまん延時においては、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等の医療機器や取り扱うスタッフの不足により重症患者への対応が十分に出来ない事態や、大幅な人員不足や個人防護具の不足により感染対策が十分にできないまま患者対応をせざるを得ない状況に陥った。

コロナ禍の終息が見えない中、医療従事者は厳しい人員体制で心身ともに疲弊した状態で休むことなく患者の命と向き合っている。

一方、新型コロナ患者を受け入れることによりその他の疾病の患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では受入れに慎重にならざるを得ない実態がある。

そのような中、国立病院機構病院は、重症心身障害、神経・筋疾患、結核など他の設置主体では必ずしも実施されない医療（セーフティネット分野の医療）を担っているほか、都道府県が策定する医療計画を踏まえ、救急医療、災害時における医療、小児医療など地域における医療にも貢献しており、新型コロナウイルス感染症等、新興・再興感染症対策においても中心的な役割を果たすことが、地域医療を守り充実させることにつながる。

国民の命と健康を守るのは国の責務であり、国が責任を持って国立病院機構病院を機能強化し、憲法25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たす必要がある。

よって、国においては、次の事項が実現されるよう強く要請する。

- 1 新興・再興感染症対策に十分対応できる専門病床を国立病院機構病院に設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備を進めること。
- 2 大規模災害等の発生時において、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院機構病院の機能強化を図ること。
- 3 国立病院機構病院の機能強化に伴う人員確保のための制度を構築すること。
- 4 国立病院機構病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。
- 5 セーフティネット分野の医療の確保の視点に立って、地域医療構想を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先  
衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
内 閣 官 房 長 官  
協力要望先  
県 選 出 国 会 議 員